

## **調査票一式**

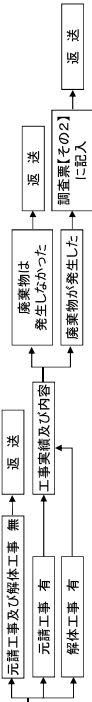
**(産業廃棄物実態調査、意識調査)**



形式D (建設業)

産業廃棄物処理実態調査票  
(平成30年度実績)【その1】

1. 本調査の対象期間は平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の1年間に広島市内で施工した全ての元請工事(出来高工事含む)を対象とします。
2. 調査票は本票【その1】、裏面【その2】と別紙【その3】(意識調査票)があります。  
なお、産業廃棄物(有償で取引された副産物も含める)が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」及び「工事実績及び内容」欄をご回答の上、ご返送ください。  
意識調査票については、産業廃棄物発生の有無に関係なく必ずご返送ください。
3. 共同企業体(JV)による工事については、分担施工方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物を記入し、共同施工方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物を一括記入してください。
4. 本調査票については、下記の提出フローに従い記入し、返送してください。



5. 本調査票の作成時には、別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。

<b>事業所の概要</b>		該当する番号に○をつけてください。 1. 広島市内元請工事 有 2. 広島市内元請工事 無 3. 広島市内解体請工事 有 4. 広島市内解体請工事 無
事業所名		元請の有無等
所在地	〒	産業廃棄物の処理業許可
フリガナ	フリガナ	1. 産廃取扱業 2. 産廃処分業(中間処理) 3. 産廃処分業(最終処分)
代表者氏名	記入者(副課長名)	
記入日	令和 年 月 日 電話番号	
<b>工事実績及び内容</b>		
元請完成工事高(消費税込含む)		解体工事請負金額(消費税込含む)
広島市内における年間元請完成工事高(出来高工事含む)を記入してください。		広島市内における年間の解体工事の請負金額を記入してください。
千 百 十 千 百 十 万 円/年	千 百 十 千 百 十 万 円/年	
億 十 億 十 億 十 億 十 億 十 億	億 十 億 十 億 十 億 十 億 十 億 十 億	
<b>【平成30年7月豪雨災害関連工事の実施割合】</b>		
上記工事高・請負金額のうち平成30年7月豪雨災害関連工事の実施割合	%程度	
平成30年度の1年間に廃棄物は発生しましたか。該当する番号に○をつけてください。		
1. 発生した。 _____		
2. 発生しなかった。 _____		
調査票(その2)に各工事現場から発生した廃棄物の状況について、記入してください。		
上記事業所の概要、工事実績及び内容を記入した後、別紙【その3】(意識調査票)を回答の上、本調査票と併せてご返送ください。		

# 産業廃棄物処理実態調査票（平成30年度実績）【その2】

●別紙、「調査票の記入要領・記入例」、「廃棄物分類表」を参考に記入してください。  
 ●広島市内での工事現場等で発生した廃棄物、有価物、有価物となり、再生利用、売却をしている場合も記入してください。

①事業所で発生した廃棄物の名称  
 事業所で発生した廃棄物の名称を記入してください。  
 (別紙、「廃棄物分類表」に示した具体例を参照)

②廃棄物の分類番号  
 別紙、「廃棄物分類表」をみて該当する4ケタの番号を記入してください。

③年間の発生量 (中間処理する前の量)  
 各行ごとに1年間の発生廃棄物量を、焼却や脱水などの中間処理をする前の量で記入して下さい。なお、単位はt(トン)、又はm<sup>3</sup>のどちらかを選び、○で囲んでください。

④自社での中間処理方法  
 自社で中間処理された場合は、該当する処理方法の記号を下の欄「④⑤中間処理方法」から選んで、④⑤中間処理方法コードを記入してください。

⑤中間処理後の量  
 中間処理後の残存量を記入して下さい。なお、単位はt(トン)、又はm<sup>3</sup>のどちらかを選び、○で囲んでください。

⑥処理・処分方法  
 ⑥⑦の処理・処分方法は、「U1」と回答された場合は(中間処理委託)した処理方法のみを記入してください。前記の「④⑤中間処理方法」から選んで、⑥⑦の処理・処分方法コードを記入してください。

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地  
 ⑧の処理・処分先又は再生利用先の所在地を「自治体」で記入してください。

⑨処理・処分先又は再生利用先の所在地番号  
 ⑨の処理・処分先又は再生利用先の所在地番号を記入してください。

⑩委託中間処理の方法  
 ⑩の「処理・処分」の方法として「U1」と回答された場合は(中間処理委託)した処理方法のみを記入してください。前記の「④⑤中間処理方法」から選んで、⑩の「処理・処分」の方法コードを記入してください。

⑪委託中間処理後の再生利用・処分方法  
 委託で中間処理された場合は(中間処理委託)した処理方法のみを記入してください。前記の「④⑤中間処理方法」から選んで、⑪の「処理・処分」の方法コードを記入してください。

⑫再処理方法  
 ⑫の「処理・処分」の方法として「U1」と回答された場合は(中間処理委託)した処理方法のみを記入してください。前記の「④⑤中間処理方法」から選んで、⑫の「処理・処分」の方法コードを記入してください。

⑬再処理先又は再処理先  
 ⑬の「処理・処分」の方法として「U1」と回答された場合は(中間処理委託)した処理方法のみを記入してください。前記の「④⑤中間処理方法」から選んで、⑬の「処理・処分」の方法コードを記入してください。

⑭委託中間処理後の処分状況  
 ⑭の「処理・処分」の方法として「U1」と回答された場合は(中間処理委託)した処理方法のみを記入してください。前記の「④⑤中間処理方法」から選んで、⑭の「処理・処分」の方法コードを記入してください。

区分 E2	①事業所の名称		②分類番号		③年間の発生量		④⑤中間処理方法		⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫再処理方法		⑬再処理先又は再処理先		⑭委託中間処理後の処分状況						
	百	十	千	百	十	千	百	十	1次 処理	2次 処理	3次 処理	処理 方法	処理 先	処理 先	委託 先	委託 先	委託 先	委託 先	
1	t																		
2	t																		
3	t																		
4	t																		
5	t																		
6	t																		
7	t																		
8	t																		
9	t																		
10	t																		

④中間処理方法コード表

A: 焼却 L: 焼成  
 B: 脱水 M: 堆肥化  
 C: 天日乾燥 N: 炭回収  
 D: 機械乾燥 O: 圧縮機  
 E: 油水分離 P: 乾熱処理  
 F: 中和 Q: 蒸発  
 G: 磁気 R: オイル  
 H: 分離 (15分以上)  
 I: 圧縮 S: 薬物清浄  
 J: 溶融 V: 濃縮  
 K: 切断 W: 油池  
 X: 濃縮機・濃縮機  
 Z: その他  
 Z: 具体的に

⑥処理・処分方法コード表

<自己処理>  
 Q1: 自社の処分場で埋立処分した。  
 V1: 自社で再処理した。  
 W1: 売却(利益がなかった)した。  
 Z1: 自社で保管している。  
 <運搬業者等へ委託処理>  
 S1: 運搬業者の処分場で中間処理した。  
 S2: (一時)広島県環境保全公社で最終処分した。  
 U1: 運搬業者で中間処理(資源化・リサイクルを含む)を委託した。  
 X1: 廃品回収(資源)業者、あるいは輸入業者、関連業者等へリサイクル(無償)した。

⑨処理・処分先、又は再生利用先の地域コード表

<広島県内の場合・平成31年3月1日現在>  
 01: 中野市、尾道市、福山市、坂町  
 02: 大竹市、廿日市市  
 03: 江田市  
 04: 安芸高田市、安芸太田町、北広島町  
 05: 竹原市、東広島市、大田上町  
 06: 三原市、尾道市、世羅町  
 07: 府中市、神石高原町  
 08: 三次市、庄原市  
 09: 広島市  
 10: 広島市  
 11: 広島市

⑩委託中間処理方法コード表

A: 焼却 L: 堆肥化(堆肥)  
 B: 脱水 M: 堆肥化(堆肥)  
 C: 天日乾燥 N: 炭回収  
 D: 機械乾燥 O: 圧縮機  
 E: 油水分離 P: 乾熱処理  
 F: 中和 Q: 蒸発  
 G: 磁気 R: オイル  
 H: 分離  
 I: 圧縮 S: 薬物清浄  
 J: 溶融 V: 濃縮  
 K: 切断 W: 油池  
 X: 濃縮機・濃縮機  
 Y: 解体  
 Z: その他  
 Z: 具体的に

⑫再処理方法コード表

10: 鉄鋼屑  
 20: 非鉄金属等屑  
 30: 燃料  
 31: 炭、炭化物  
 4: 肥料  
 42: 肥料  
 43: 工業用炭  
 50: 土、土壌改良材  
 51: 再生木材・合板  
 52: 再生木材・再生紙  
 60: カパシタ用材料  
 70: カパシタ用材料  
 80: フラスコ用材料  
 90: セメント材料  
 91: 再生木材・合板  
 92: 中割  
 93: 中割  
 94: 中割  
 95: 中割

注) 10行を超えて記入が必要な場合は、あらかじめ用紙をコピーするか、株式会社グリーンエコ(調査機関)まで追加用紙をご請求ください。



広島市

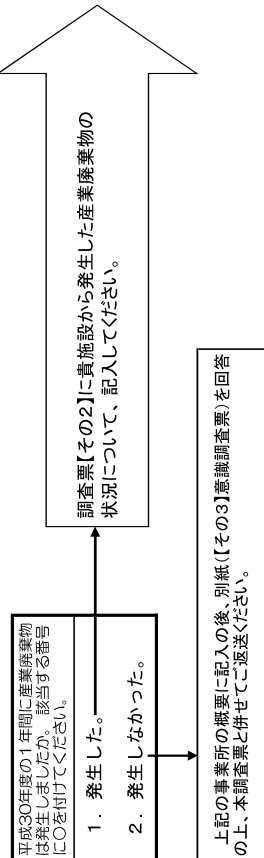
形式P (医療、福祉)

産業廃棄物処理実態調査票  
(平成30年度実績)【その1】

1. 本調査の対象期間は**平成30年度**(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の1年間です。  
なお、質問によって別の期間を指定する場合があります。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。  
そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 調査票は本票(【その1】、裏面【その2】)と別紙(【その3】意識調査票)があります。  
**産業廃棄物(有害で取り扱った廃棄物も含める)**が調査の対象期間中に**発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」及び「事業の概要」欄を回答と回答の上へご返送ください。**  
産業廃棄物等に係る意識調査票については、産業廃棄物発生の有無に関係なく必ずご返送ください。
4. 本調査票の作成時には、別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。

事業所の概要		主な診療科目	
事業所名	〒		
所在地			
フリガナ	フリガナ		
代表者氏名	記入者 (部署、氏名)		
記入年月日	令和 年 月 日	電話番号	- -

事業の概要	従業員数	病床数
平成31年3月31日現在の従業員数 (パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>





# 広島市

農業、林業、漁業、鉱業、鉱石業、砂利採取業、製造業、電気・ガス、熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、サービス業等



形式 E

## 産業廃棄物処理実態調査票 (平成30年度実績)【その1】

1. 本調査の対象期間は平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の1年間です。なお、質問によって別の期間を指定する場合があります。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 調査票は本票（【その1】、裏面【その2】）と別紙（【その3】意識調査票）があります。なお、**産業廃棄物（有償で取引された副産物も含める）が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業内容」、「事業の概要」欄をご回答の上、ご返送ください。**産業廃棄物等に係る意識調査票については、産業廃棄物発生の有無に関係なく必ずご返送ください。
4. 本調査票の作成時には、別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。

<b>事業所の概要</b>		<b>事業内容</b> (具体的に)  (主要製品又は商品)	
事業所名	〒		
所在地			
フリガナ	フリガナ		
代表者氏名	記入者 (部課、氏名)		
記入年月日	令和	年	月 日
電話番号	-		
<b>事業の概要</b>		<b>製造品出荷額(製造業のみ記入)</b>	
従業員数	平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間の額を記入してください。	事業所の形態 貴事業所の形態に対する番号に○を付けてください。	産業廃棄物の許可 許可を受けている場合は、該当する事業内容を○で囲んでください。
	千 百 十 万 円	1. 工場・作業所・鉱業所	1. 産業収集運搬業
	億 円	2. 開発研究のみ	2. 産廃処分業(中間処理)
	人	3. 事務所のみ	3. 産廃処分業(最終処分)
		4. その他( )	
			万円/年

平成30年度の1年間に産業廃棄物は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。

1. 発生した。  
2. 発生しなかった。

平成30年度の1年間に産業廃棄物(有償で取引されている副産物も含める)は、おおむね5年前と比較して、どの様に変化しましたか。該当する番号に○を付けてください。

1. 大きく増加した。  
2. やや増加した。  
3. 変化していない。  
4. やや減少した。  
5. 大きく減少した。  
6. その他・不明。

【上記で1又は5と回答された方は、その理由をご記入ください。】

添付した「調査票の記入要領・記入例」を参考に、本票裏面にある「調査票【その2】」に貴事業所から発生した産業廃棄物の状況について記入してください。

なお、この調査では産業廃棄物の発生から中間処理、さらに最終処分もしくは再生利用されるまでの一連の流れを把握するため、以下についても必ずご記入ください。

- 全属するものを再処理している場合 (産業廃棄物に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。)
- 事業所内もしくは処理業者・返品回収業者などで再利用(リサイクル)している場合
- 処理業者へ依頼や破砕などの中間処理を委託している場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、自己処分している場合
- 事業所内で何らかの処理を行い、処理業者に処分を委託している場合
- 処理業者へ埋立処分を委託している場合
- 処分せず、保管中の場合



# 広島市産業廃棄物実態調査票【その3】

調査票番号

問1 事業所から排出される廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物があります<sup>注</sup>。何が産業廃棄物となるか等区分が分かりますか。 該当する番号に○をしてください。

1. 分かる	2. ある程度分かる
3. よく分からない	4. その他 ( )

注) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物です。

- |                         |                       |                      |                       |        |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|--------|
| ■燃え殻                    | ■汚泥                   | ■廃油                  | ■廃酸                   | ■廃アルカリ |
| ■廃プラスチック類               | ■ゴムくず                 | ■金属くず                | ■ガラス・コンクリート・陶磁器くず     |        |
| ■鋳さい                    | ■がれき類                 | ■ばいじん                |                       |        |
| ■紙くず <sup>※1</sup>      | ■木くず <sup>※1</sup>    | ■繊維くず <sup>※1</sup>  | ■動植物性残さ <sup>※1</sup> |        |
| ■動物系固形不要物 <sup>※1</sup> | ■動物のふん尿 <sup>※1</sup> | ■動物の死体 <sup>※1</sup> | ■産業廃棄物処理物             |        |

<sup>※1</sup>は排出される業種が限定されています。

上記以外は一般廃棄物となります(事務所や店舗から排出される紙くず、生ごみなど)。

問2 産業廃棄物と一般廃棄物の処理方法の違い(排出方法、処理先、遵守事項など)は分かりますか。 該当する番号に○をしてください。

1. 分かる	2. ある程度分かる
3. よく分からない	4. その他 ( )

問3 貴事業所では、産業廃棄物は発生しますか。 該当する番号に○をしてください。

1. 発生する	2. 発生しない →問14へ
---------	----------------

※ 問4～問13の設問は産業廃棄物を排出している方にお尋ねします。  
(産業廃棄物を排出しない場合は問14へお進み下さい)

問4 貴事業所で発生する産業廃棄物の処理を業者に委託する場合、廃棄物処理法第12条第5項、第12条の2第5項の規定に基づき、処分契約(排出者と収集運搬業者、排出者と処分業者間)を書面により締結する必要があります。書面による契約締結の義務があることをご存じですか。

また、廃棄物処理法第12条の3第7項の規定に基づき、マニフェスト報告(年に1回、貴事業所における前年度に交付したマニフェスト<sup>※2</sup>の交付等の状況を自治体に報告する制度)の必要があります。マニフェスト報告の義務があることをご存じですか。それぞれ該当する番号に○をしてください。

●書面による契約締結の義務について	
1. 知っている	2. 知らない
●マニフェスト報告の義務について	
1. 知っている	2. 知らない

※2 マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載したマニフェストを交付し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。



問5 貴事業所では、産業廃棄物を委託処理する際、電子マニフェスト<sup>※3</sup>を使用していますか。  
該当する番号に○をしてください。

1. 利用している 2. 一部利用している 3. 今後利用する予定である 4. 紙マニフェストを使用している 5. 委託していない 6. その他 ( )	
電子マニフェストを利用していない理由について、該当する記号に○をしてください。	
a. 登録が面倒 c. コストがかかる e. 産業廃棄物の発生量が少ない	b. システムがよく分からない d. 委託先が参加していない f. その他 ( )

※3 電子マニフェストとは、紙マニフェストにかわり、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

問6 貴事業所では、産業廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでいますか。  
該当する番号に○をしてください。

1. 取り組んでいる 2. 今後、取り組む予定である 3. 取り組んでいない（取り組む予定なし） 4. その他 ( )	 
取り組んでいない理由について、該当する記号に○をしてください。（複数選択可）	
a. 人的な余裕がない c. 発生量が少ない e. どうすれば良いか分からない	b. 取組に対して経費が見合わない d. 取り組むのが面倒 f. その他 ( )


問7の設問は、問6で「1. 取り組んでいる」に該当した事業者の方にお尋ねします。  
(問6で「1. 取り組んでいる」に該当しない事業者の場合は問8へお進み下さい)

問7 問6で「1. 取り組んでいる」と回答のあった事業所にお尋ねします。  
貴事業所において、取り組んでいる事例を廃棄物の種類毎に具体的にご記入ください。

廃棄物の種類	具体的な事例



問 12 平成 29 年末から、中華人民共和国等海外における使用済プラスチック等の輸入禁止措置の影響で、国内で処理される使用済プラスチック等の量が増大し、国内での処理施設での処理能力が逼迫していると言われていています。これらを踏まえ、現在貴事業所で廃プラスチック類の処理に影響はありますか。 該当する番号に○をしてください。(複数選択可)

1. 受入制限されている
2. 有価売却できなくなった
3. 処理費用の値上げ、売却単価の値下げがあった
4. 品質の厳格化(混合物の除去、洗浄等)を求められた
5. 輸出先の変更や国内での処理等の必要性が生じた
6. 保管量が増加した  問 13 へ
7. その他 ( )
8. 特に影響なし

問 13 の設問は、問 12 で「6. 保管量が増加した」に該当した事業者の方にお尋ねします。  
(問 12 で「6. 保管量が増加した」に該当しない事業者の場合は問 14 へお進み下さい)

問 13 問 12 で「6. 保管量が増加した」に○をした事業者の方にお尋ねします。

貴事業所における廃プラスチック類の保管量増加に対し、プラスチック製品の代用品の使用その他のプラスチック製品を削減するための対策を講じていますか。

該当する番号に○をしてください。(複数選択可)

また、「5. 特に対策は講じていない」に○をされた事業者の方はその理由を記入してください。

1. 紙類製品の使用
2. ガラス類製品の使用
3. プラ製品のリユース
4. その他 ( )
5. 特に対策は講じていない 

対策をしていない理由を記入してください。

※ 以降の設問は全ての事業者の方にお尋ねします。

問 14 貴事業所では、廃棄物の排出状況の管理や排出抑制等の取組みを行うための責任者を設置していますか。該当する番号に○をしてください。

1. 責任者を設置している
2. 責任者は設置していないが管理・取組を行う部署がある
3. 設置していない
4. その他 ( )

問 15 廃棄物処理に関する情報（減量・リサイクルの取組方法、リサイクル業者情報、法令等による遵守事項、報告等の帳票・記載方法等）は十分入手できていますか。 該当する番号に○をしてください。

1. 十分入手できている
  2. 一応入手できているが良く分からないところもある
  3. あまり入手できていない
  4. その他 ( )
- 知りたい情報について該当する記号に○をしてください。（複数選択可）
- |                |                  |
|----------------|------------------|
| a. 排出方法        | b. 減量・リサイクルの取組方法 |
| c. リサイクル業者情報   | d. 法令等による遵守事項    |
| e. 各種報告様式・記載方法 | f. その他 ( )       |

どのような形での提供が望ましいか、該当する記号に○をしてください。（複数選択可）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| a. 市ホームページに掲載   | b. 講習会・研修会の実施    |
| c. リーフレットの作成・配布 | d. 事業所訪問等による個別説明 |
| e. その他 ( )      |                  |

問 16 廃棄物処理に関する行政の施策展開について、改善してほしい点がありますか。

該当する番号に○をしてください。（複数選択可）

1. ホームページが分かり難いので改善してほしい
2. 産業廃棄物のみ一般廃棄物のみではなく、両方をあわせ、必要な事項の説明や情報の提供をしてほしい
3. 減量・リサイクルの取組方法や適正処理についての説明会等を開催してほしい
4. 報告の電子化を進めてほしい
5. 報告内容を簡略化してほしい
6. 特になし
7. その他 ( )

設問は以上です。ご協力ありがとうございました



問5 排出事業者からの問い合わせ、又は排出事業者サイドにおける問題点はどのようなものがありますか。 該当する番号に○をしてください。(複数選択可)

<p>1. 排出事業者から契約書の記載内容や様式が分からないとの問い合わせがある</p> <p>2. マニフェストの記載にあたり、排出事業者から廃棄物区分が分からないとの問い合わせがある → 問い合わせが多いものを記入してください。</p> <p style="text-align: center;">( )</p> <p>3. マニフェストの記載にあたり、排出事業者から廃棄物の排出量が分からないとの問い合わせがある</p> <p>4. 排出事業者が、遵守事項(委託契約の締結、マニフェスト交付など)を知らない</p> <p>5. 排出者責任の意識が希薄であり、契約やマニフェスト記載等を丸投げされる</p> <p>6. 契約していない廃棄物の処理を依頼される(例: 契約は廃油のみだが、金属くずの処理もあわせて依頼される等)</p> <p>7. 排出される産業廃棄物の分別が徹底されていない</p> <p>8. 特にない</p> <p>9. その他 ( )</p>
---

問6 貴事業所における産業廃棄物の処理について課題や問題点はありますか。 該当する番号に○をしてください。(複数選択可)

<p>1. 産業廃棄物の処理に地域住民の理解が得られない</p> <p>2. 施設の新設・増設をしたいが、用地が確保できない</p> <p>3. 地域住民から騒音等についての苦情が寄せられる</p> <p>4. 廃棄物の保管場所が足りない</p> <p>5. 仕事量にみあう人員の確保ができない</p> <p>6. 適正価格で受託できない</p> <p>7. その他 ( )</p>
---

問7 貴事業所における産業廃棄物の処理にあたり、地域住民の理解を得るため、どのような取組を行っていますか。 該当する番号に○をしてください。(複数選択可)

<p>1. 情報公開を積極的に行っている</p> <p>2. 施設見学を受け入れている</p> <p>3. 地域住民と協定を締結している</p> <p>4. 地域活動へ参加している</p> <p>5. 特に取り組んでいない</p> <p>6. その他 ( )</p>
---

問8 貴事業所では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、どのようなことに留意していますか。  
該当する番号に○をしてください。(複数選択可)

1. 設備等の能力を超えた受注はしない
2. 車両の適正・安全な運行に努めている
3. 危険性の高い廃棄物を扱う場合、従業員の安全の確保、環境への影響等に注意している
4. 許可更新や行政への報告等を遅滞なく行っている
5. 委託契約書、マニフェスト等を適正に管理している
6. 廃棄物の性状や排出方法等について排出事業者とのコミュニケーションを十分に行っている
7. 業務の実施における注意事項、手順書等を作成し、従業員に周知している
8. 事故や災害被害にあった際の対処について、手順や体制を決めている
9. 廃棄物の性状等を確認するため、廃棄物データシート (WDS) を利用している
10. 特に取り組んでいない
11. その他 ( )

※ 収集運搬業のみの場合はここで終了です。  
以下の設問は、処分量の許可を有している方にお尋ねします。

問9 廃棄物の受入状況は貴事業所の処理能力に対してどのような状況ですか。 該当する番号に○をしてください。


- |          |            |
|----------|------------|
| 1. 過剰である | 2. 適切である   |
| 3. 余裕がある | 4. その他 ( ) |

問10 貴事業所で、中間処理後に排出した廃棄物について、再生利用が可能と考えられるが、再生利用を行っていないものはありますか。 該当する番号に○をしてください。

1. ない又は中間処理は行っていない							
2. ある	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">その廃棄物の種類と行っていない理由・要因を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">廃棄物の種類</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">行っていない理由・要因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	廃棄物の種類	行っていない理由・要因				
廃棄物の種類	行っていない理由・要因						

問 1 1 平成 29 年末から、中華人民共和国等海外における使用済プラスチック等の輸入禁止措置の影響で、国内で処理される使用済プラスチック等の量が増大し、国内での処理施設での処理能力が逼迫していると言われています。貴事業所では、どのような影響がありましたか。また、その影響にどのように対応していますか。 該当する番号に○をしてください。

1. 特に影響はない


2. 影響がある 

その影響は、どのようなもので、どのような対応を行いましたか。具体的に記載して下さい。

影響の内容	その対応策

問 1 2 貴事業所で受け入れている産業廃棄物の中で、処理に困っているものはありますか。 該当する番号に○をしてください。

1. ない

2. ある 

その廃棄物の種類と困っている理由を記入してください。

廃棄物の種類	困っている内容	困っている理由

問 1 3 貴事業所において、最終処分場での処分量を減らすために取り組んでいることがありますか。 あれば具体的に記入をお願いします。

例：中間処理物をセメント原材料の一部として再生利用する。  
細かく分別を行うことにより資源化量を増やす（処分量を減らす。） 等

設問は以上です。ご協力ありがとうございました